

令和6年第4回定例会

新郷村議会会議録

令和6年12月 2日 開会

令和6年12月 6日 閉会

新郷村議会

令和6年第4回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和6年第3回議会定例会閉会（8月29日）後）	1
会期日程	2

第 1 号（12月2日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第67号から議案第82号までの上程、説明	6
議案第67号の採決	10
議案第68号の採決	10
散会の宣告	11

第 2 号（12月5日）

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	13
職務のため出席した者の氏名	14
開議の宣告	15
一般質問	15
滝 沢 仁 君	15

佐藤和友君	18
稲葉嘉浩君	24
散会の宣告	28

第 3 号 (12月6日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	30
職務のため出席した者の氏名	30
開議の宣告	31
議案第69号の質疑、討論、採決	31
議案第70号の質疑、討論、採決	31
議案第71号の質疑、討論、採決	32
議案第72号の質疑、討論、採決	33
議案第73号の質疑、討論、採決	33
議案第74号の質疑、討論、採決	34
議案第75号の質疑、討論、採決	34
議案第76号の質疑、討論、採決	35
議案第77号の質疑、討論、採決	36
議案第78号の質疑、討論、採決	36
議案第79号の質疑、討論、採決	37
議案第80号の質疑、討論、採決	37
議案第81号の質疑、討論、採決	38
議案第82号の質疑、討論、採決	39
委員会の閉会中の継続調査について	39
村長挨拶	40
閉会の宣告	41
署名議員	43

諸般の報告（令和6年第4回議会定例会（令和6年8月29日）後）

令和6年12月2日（月）

◎ 議決結果の報告

- 9月5日、令和6年第3回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 9月18日、10月21日及び11月19日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- 10月18日、監査委員から定期監査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 11月5日、青森県町村議会議長会知事を囲む行政懇談会出席。
- 11月12日、青森県選出国會議員との懇談会出席。
- 11月13日、町村議会議長会全国大会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 10月22日、正副議長・各種常任委員長・議会運営委員長・事務局長研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年10月22日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 横道一男、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩

会 期 日 程

令和6年第4回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
1 2 月 2 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前10時
1 2 月 3 日	火	休 会	議案熟考	
1 2 月 4 日	水	委員会	各委員会	午前 9時
1 2 月 5 日	木	本会議	一般質問	午前10時
1 2 月 6 日	金	本会議	議案審議	午前10時

第 1 日 (12月2日)

令和6年第4回新郷村議会定例会

令和6年12月2日（月曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第67号から議案第82号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第67号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第68号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

- 議案第67号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第68号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第70号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第72号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 議案第73号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第74号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第75号 新郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第76号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案について
- 議案第77号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案について
- 議案第78号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第79号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について

議案第80号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について

議案第81号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）案について

議案第82号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第2号）案について

出席議員（8名）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葭美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山 徹君	主 査	福山 拓史君
-----------------	----------	--------	-----------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和6年第4回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、稲葉嘉浩君、佐藤和友君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から12月6日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から12月6日までの5日間と決定

いたしました。

◎議案第67号から議案第82号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、議案第67号から議案第82号までの議案16件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和6年第4回新郷村議会定例会提案理由のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年第4回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

さて、今年一年を振り返ってみますと、まず、思い出すことは元日に発生した能登半島地震に始まり、翌日の航空機衝突事故、岩手県180ヘクタール、広島県242ヘクタールの林野火災、夏場から秋にかけて台風や大雨での災害、そして、先月宮崎県で発生した豪雨は、激甚災害となって大きな災害をもたらしております。

今年になって大きな地震は11回、豪雨災害は15件と毎月のように発生しております。

能登半島被災地に、当村で初めて災害支援員の派遣を行い、災害状況の報告を受け、改めて災害の大きさや脅威を実感させられました。三戸郡下でも大雨により避難指示が発令された自治体がありましたが、当村での被害はなく、比較的安泰であったと思っておりますが、予期せぬ事態に対処するために、災害協定を結び対策を講じております。

被災地では、今なお避難生活を強いられております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に、衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

今年の農作物は、全国的に災害が発生したあおりで生産量不足になり、昨年より高値で取引されたと伺っております。

米に関しては、一等米96.90%、二等米3.10%と昨年より大幅に品質が上昇し、価格も昨年比40%増となっていると報告を受けております。

今後の動きや来年度以降の状況ですが、にんにくは出荷量が例年より減少で価格は高めであ

り、高齢化により生産者が減少し面積も減少の傾向である、長芋の6年産は前年より品質がよい、大根は重量野菜から軽量野菜に転換する傾向でピーマンの生産者は微増となるだろうとの農協の見解であります。

畜産農家は、子牛価格が依然として安値傾向で、昨年度と同様に苦慮していることと思っております。

村の歳入50%以上を占める地方交付税は、国政の変貌や経済動向等に左右されることから不透明であり、村の歳出、人件費や社会保障関係費など義務的経費、老朽化した公共施設の修繕・改修事業費の増嵩、デジタル化へ対応するための行政需要の発生など、依然として財政状況が厳しいと見込まれております。

先般、青森地区道路関係4協議会で県選出国會議員、国土交通省に対し道路整備・除排雪事業助成拡充を求めて要望活動を実施し、私も当村における実情を説明してまいりました。

そして、全国町村長大会では、地方交付税等の一般財源総額確保を第一に掲げ、少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化などを政府に要望するよう決議しております。

また、財源に乏しい財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。基幹産業である農林畜産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林、公共交通問題、維持困難な集落の増加など多くの課題を抱えているため、過疎対策等の推進も国に要望したところであります。

多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、ハード分の対象事業を公共施設の除去等へ拡大するとともに、発行限度額を引き上げることや辺地対策事業債についても人口減少に伴う辺地地域の人口要件を緩和するよう要望しております。

エネルギー価格や資材価格高騰によって工事請負費の計画額超過や維持管理費は不可欠と考えられ、長期的な影響も想定されることから、新年度予算編成の方針としてほぼ昨年と同様で1、スクラップ・アンド・ビルドの徹底。2、財政調整のための基金取崩しの抑制。3、投資的経費に充当する新規村債発行額の抑制を基本に、歳入歳出ともに過大・過少とならないよう十分精査すること。行政需要の多様化、複雑化に伴い複数の部署に係る事務事業については事前に協議を済ませること。

国・県の動向を注視し新規事業・既存事業も含めて補助金を財源とする、村単独の負担金・補助金・交付金は事業効果等を精査し、住民サービス低下に十分配慮した編成を指示しているところであります。

このように国・県に対し、財源確保の要望は今後もしてまいりますが、村として財政規模に

見合った事業の展開を図っていきたいと思っております。

そして、村の特性を生かした活力ある村づくりを目指していきたいと思っております。

令和6年度の当初予算で計上した諸事業も順調に推移しており、工事関係の道路・側溝整備や橋梁事業については、ほぼ発注済みとなっております。

予算執行率は、10月末現在で一般会計39.55%、特別会計42.7%となっております。今後は計画の遂行に伴って、適正な予算執行に努めてまいります。

基幹産業である農業の発展と住民の生活を守り、地域住民座談会での意見等を精査しながら、元気で幸せな新郷村を目指して、邁進してまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案16件について、ご説明申し上げます。

議案第67号及び第68号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和6年12月19日をもって満了するので、後任の委員の選任につき、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案するものであります。

議案第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議会の議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第70号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、職員の給与月額並びに寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するため、提案するものであります。

議案第72号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について並びに議案第73号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、両組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、両組合を構成する地方公共団体の数の減少及び両組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため、提案するものであります。

議案第74号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案については、

個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から印鑑登録証明書等が取得できる自動交付サービスの導入に伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第75号 新郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に基づき、本条例を改正するために提案するものであります。

議案第76号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案については、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写し等が取得できる自動交付サービスの導入に伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第77号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,227万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,705万3千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14款国庫支出金で199万8千円、15款県支出金で189万6千円、18款繰入金で2,838万3千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、3款民生費、1項社会福祉費で障害者自立支援給付費383万1千円、6款農林水産業費、1項農業費で野菜等産地力強化支援事業117万円、3項農林開発費で中山間地域総合整備事業負担金300万円をそれぞれ追加しております。

以上が令和6年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案でございます。

議案第78号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,518万7千円といたしました。

議案第79号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,964万3千円といたしました。

議案第80号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,015万7千円といたしました。

議案第81号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）案についてであります。収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ38万円を追加し、一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額を4,328万6千円といたしました。

議案第82号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算(第2号)案についてであります
が、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ191万円を追加し、一般会計からこの会計へ補
助を受ける金額を9,897万1千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご
審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正願いたいと思います。

◎議案第67号の採決

○議長(横道一男君) 日程第4、議案第67号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
については、これに同意することに決定しました。

◎議案第68号の採決

○議長(横道一男君) 日程第5、議案第68号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
については、これに同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る12月5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時29分)

第 2 日 (12月5日)

令和6年第4回新郷村議会定例会

令和6年12月5日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

滝沢 仁君

佐藤和友君

稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番 佐藤和友君

2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

6番 村岡和俊君

7番 滝沢 仁君

8番 福山 恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 櫻井雅洋君

副 村 長 横田堅悦君

教 育 長 岡田 稔君

総 務 課 長 横道敏克君

会 計 管 理 者 中鶴間 淳子君

企 画 商 工 長 桜井真紀子君
観 光 課

農 林 課 長
兼 農 業 委 員 会
事 務 局 長 福山 鋼 蔵君

建 設 課 長 横 沢 幸 治 君

税 務 課 長 平 葭 美 幸 君

住 民 課 長 本 間 由 美 子 君

厚 生 課 長 小 沢 幸 寛 君

診 療 所 事 務 長 工 藤 勝 志 君

教育委員会 高見憲一君
総務課 会長

職務のため出席した者の氏名

議事 務局 会長 福山 徹君 主 査 福山拓史君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、滝沢仁君。

○7番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので、一般質問に入らせていただく前に、一言、言わせていただきます。

さきの総選挙は、裏金問題等、与党逆風の中行われ、本県で我が立憲民主党の岡田華子氏が小選挙区で勝利し、県全体では2議席を獲得し、れいわ新選組が比例で1議席を得るなど、全国的にも野党の躍進があり、自公与党の過半数割れが起きた結果、国民民主党が部分連合という駆け引きをし、年収の壁103万円の引上げを取引材料として新年度予算案に賛成するとしています。

私自身は、年収の壁の引上げは半分賛成で半分反対であります。賛成する部分は、物価高騰、賃金上昇等がありますので、ある程度必要と思っています。

がしかし、全国の首長もいろいろ反対意見があるようで、山梨県の長崎幸太郎知事は、基礎控除額を引き上げれば、地方歳入を直撃する問題だと首長は皆思っていると、声を上げるのは当然の責務だと語り、また全国知事会会長、村井嘉浩宮城県知事は、減収が地方に及べば大きく住民サービスが下がることとなると言っています。宮下青森県知事は、一般国民にとってはプラスだが、国や地方にとってはマイナスだと述べております。

私は、地方行政に関わる者として、国民民主党が財源を示していないことと、安易に国債を発行などすれば、今よければ次世代に借金を残してもいいということになりかねないという懸念をしています。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

件名は、年収の壁103万円の引上げに対してです。

政府では、年収の壁と言われる103万円の基礎控除額を引き上げるようだが、当村ではどれぐらいの住民税の減収が見込まれるのか。また、他自治体に比べ自主財源が少ないが、住民サービスの低下等の可能性がないのかの見解を問います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、7番、滝沢議員の年収の壁103万円の引上げについてのご質問にお答えします。

年収の壁と言われる所得税がかかる基準を国で103万円から178万円に引き上げ、住民税の基礎控除額を75万上げた場合、国では7兆円から8兆円、青森県では所得税と個人住民税が県と40市町村合わせて約250億円の減収見込みであると試算しております。

減収により、国からの補助金や地方交付税などが減額と予想されますが、当村へ大きな影響を与えないように運営していきたいと考えております。全国知事会では、個人住民税の基礎控除引上げは恒久減税を意味するものとし、地方の減収分を国が恒久的に措置すべきと政府に要望していますので、国の動向を見守りたいと思います。

なお、当村の住民税の試算については、担当課長より答弁させます。

以上、滝沢議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 税務課長。

○税務課長（平葭美幸君） 7番、滝沢議員の年収の壁103万円の引上げについてのご質問にお答えします。

年収の壁と言われる所得税がかかる基準を103万円から178万円に引き上げ、併せて住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、令和5年度の住民税を基に算定してみますと、住民税の調定収入実績約9,130万円に対して、基礎控除を75万円増額した場合の住民税額が約4,800万円となり、差引きで約4,330万円の収入減の見込みであると思われる。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） 村長は、今定例会の提案説明の中で、新年度予算編成に当たり、住民サービスの低下に十分配慮した編成を指示しているところと言っていました。多分、住民サ

ービスが低下しないようにだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、先ほど答弁の中で、住民税の減収分が約4,330万とありました。自主財源がこれだけ減ると、村民のための施策ができなくなるような気がします。そして、住民サービスの低下があり得ると私は考えます。

また、村長は三戸郡町村会の会長でもあります。こんなときこそ三戸郡のリーダーとして国会に要望に行くべきなのに、全くフットワークが重いと私は思います。私はその立場なのであれば、主たる政党の国会議員を回りお願いをし、そして議会を巻き込んで意見書なり要望書なりを提出してもらい、世論に訴えて国政にプレッシャーをかけていきます。

再度質問いたします。住民サービスの低下はないのか、今後どうしていくのか、この3つをお答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 先ほど言いましたように、住民サービスの低下を招かないように予算編成してまいりたい、そういうふうに思っております。ただ、何をどうするかということはこれから考えていくべきことなので、それが予算に反映するような形で、今やっている住民サービスというのが低下しないような形で取り組んでいきたいなと思っております。

それと、国の要望なんですけど、先般、全国の町村会長の大会がありまして、その前の日に県選出国會議員にいろいろ陳情してまいりました。その中でやはり言っているのは、その103万円の壁というのも話はしておりましたけれども、具体的にどの程度どういうふうになるというのはまだ国のほうで定まっていないということから、当村としてもまだ国の状況を見極めていかなければならないのかなと思っております。

3つと言いましたっけ。あと一つ……

（「提案説明の、低下に十分配慮した、低下しないようにじゃないのかなと思って」の声あり）

○村長（櫻井雅洋君） あくまでも、私も、先ほど説明したように、今までやっている住民サービスというのはそのまま継続したいなと、そのためにやはり国・県の補助金等々を使いながら取り組んでまいりたい、そういうふう思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 7番、滝沢仁君。

○7番（滝沢 仁君） これ、デーリー東北の先月29日の記事です。住民サービスの低下ということが、今、内容にて言われたんでちょっとご紹介しますけれども、「六戸町は28日、

町内に住む子どもに対する医療費助成対象を、「15歳以下」から「18歳以下」に拡充する方針を明らかにした」とあります。そして、私もこれびっくりしたんですけれども、県などによると、18歳以下の医療費無償化は、これまでに40市町村のうち37市町村で実施または実施を決定しており、六戸町は38番目になると。未助成の自治体は、七戸町と新郷村の2自治体と掲載されております。これ皮肉にも、小中の学校給食費を青森県初に無償化したこの2自治体が残ったわけですよ。

この給食費無償化については、当時、前の議会のときも言いましたが、当時の須藤村長と私が話をして、よしやるべと言って始めたもので、青森県初、そして私ごとですが、先日、宮下事務所にも自慢をしてきたところでありました。

ところが、この新聞を見て愕然としました。住民サービスの低下どころか、住民サービスの水準が低い、劣っている、新郷村はそういう状況にあります。これは大変なことだと思っております。こんなことから子育て世代に愛想を尽かされ、転居する、隣町の中学校に通わせる、また、少子高齢化、人口減少、歯止めをかけるどころか拍車をかけている状態になっていると思います。こういう状況の中で今までやってきて、魅力のある新郷村はどこへ行ってしまったのだらうと私も悲しく思っております。

これに対して、私の意見ですので答弁は要りません。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（横道一男君） 以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤和友君

○議長（横道一男君） 次に、佐藤和友君の発言を許します。

1番、佐藤和友君。

○1番（佐藤和友君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、一言お伝えいたします。先般、10月に石破総理の所信表明演説が行われました。今回ポイントを要約します。

総理いわく、全ての人に安心と安全を。総理大臣として全身全霊をささげ、日本の未来を守り抜いていく。そして、安心・安全で豊かな日本を再構築する。地方こそ成長の主演。これまでの成果と反省を生かし、地方創生2.0として再起動する。地域交通は地域創生の基盤であり、全国で交通空白の解消に向け、移動の足の確保を強力に進める。全国各地の取組を一層強

力に支援するために、地方創生の交付金を当初予算 1, 0 0 0 億から倍増し、人も広げるとい
うことでした。

そして、自らがトップの新しい地方経済・生活環境創生本部を立ち上げ、11月29日に初
会合が開かれました。その中の有識者委員の愛媛県の中村知事は、交付金の増額に対して、地
方自ら政策の立案と交付金を使いこなせる力量を身につけること、つまりスキルアップが必要
だとコメントしております。

以上のことを踏まえ、質問に入ります。

蜂の被害防止について。

危険な蜂（巣）に対する現在の対応、対策は。

要旨明細、新郷村は、豊かな自然に囲まれているすばらしい村です。その反面、蜂の被害も
発生しております。蜂に刺されて新郷診療所で治療を受けた方は、今年4月から11月までで
村民で30名、他町村の方で11名おり、場合によっては注射、点滴などの処置も行われてい
ます。特にスズメバチは毒性が強く、重篤になると命の危険にさらされるものです。

そこで、村民の安全・安心して暮らせる村づくりという観点から、以下のとおり質問いたし
ます。

危険な蜂（巣）に対する対応は。また、危険防止策は行っているか。また、蜂駆除の業者に
依頼した場合の補助金等の支援は考えているかお答えください。

2つ目、件名、交通弱者、買物弱者への対応について。

あんべ号のテスト結果、評価とその後の推進状況について。

要旨明細、令和5年11月から令和6年1月まで行われた県の実証事業のあんべ号について、
結果は出ており、3か月で利用者は延べ436人。利用者の声としては、バスの中の会話が楽
しい、自分で買物ができ、新鮮なものが買えてうれしい、免許を返納したのでありがたい、有
料でも利用したいし、月1回でも運行してほしい等がありました。

高齢化が進み、また、交通が不便な新郷村では取組が必要だと考えますが、村として今後ど
のような対策をするのか、そして推進していくのかを問います。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 1番、佐藤和友議員の蜂の被害防止についてお答えいたします。

昨今の気象変動により、蜂の活動期間が以前より延伸されていることが考えられます。その

ようなこともあり、危険な蜂とその巣への対応として、公共の場所等に蜂の巣を発見した際には担当部署にて職員で対応を行っております。職員による対応が難しい場合については、蜂駆除業者へ依頼しております。

また、新郷診療所で治療を受けた41名のうち30名は村民であり、主に農業及び林業従事者の被害で、残り11名は村外からの林業従事者及び山菜取り等を目的とした来村者であると聞いております。いずれも早期対応のため軽症で済んでおります。

蜂駆除業者依頼時の支援につきましては、現在行っておりませんが、今後、住民からの要望状況等に対し検討してまいりたいと思っております。

なお、蜂の巣への危険防止策等については、担当課長より答弁させます。

次に、買物弱者への対応についてお答えします。

令和5年11月から3か月間実証運行した新郷村お買物支援バスは、県の重点枠事業として実施された事業で、佐藤議員がおっしゃるとおり、延べ人数436人の利用で、利用者からは喜びの声が多数ありました。しかし、その反面、村の商店の客が減った、定期バスの乗客が減った等の声も聞かれております。

また、現在の村内商店の状況を見ますと、このままでは数年後に村から商店がなくなるのではとの心配をしており、買物弱者はもちろん、村民の不安を考えなければならない時期が来ていると思っております。

まず、交通弱者、買物弱者への対策を考える上で、村の問題点は何か、そしてそれを解決するためには今できることは何か情報収集するなど、今後は村内商店活性化を考えつつ、例えばみずばしょう号を利用したお買物支援等、対策を検討しなければならないと思っております。

そのほかの答弁については、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 厚生課長。

○厚生課長（小沢幸寛君） 1番、佐藤和友議員の蜂の被害防止についてお答えいたします。

蜂とその巣への危険防止策として、厚生課では貸出し用の防護服を3着用意しております。自ら蜂の巣を駆除するという方へ、駆除作業中のけがや事故は自己責任となる旨をお伝えし、無償で貸出しをしております。今年度は12件の貸出しを行いました。

個人での駆除が困難な場合は、蜂駆除業者の利用を提案しております。

今後、蜂の活動が盛んになる時期には、広報などを通じ、防護服の貸出しや蜂刺され被害の注意喚起、速やかな医療機関への受診などを促していきたいと考えております。

以上、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（桜井真紀子君） 続いて、1番、佐藤議員の交通弱者、買物弱者への対応についてお答えします。

担当課としても、村内の商店やお買物弱者、どちらにとってもよい支援策を見いだしていかなければならないと思っております。そのためには、商工会の意見を聞きながら進める必要があると考えております。

現在、村商工会では、春から数回、意見交換会を開催していると聞いておりますので、今後は、村商工会の会員と情報交換をし、村が協力できることについて検討を重ねていく必要があると考えております。

以上、佐藤議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 1番、佐藤和友君。

○1番（佐藤和友君） ただいまお答えいただきましたけれども、例えば、防護服を借りて蜂の巣を除去、自分でやる場合、また役場の職員が実施する場合、蜂に刺されたり、はしごから転落してけがをする場合もあり、これは自己責任と言っていました、大変危険な作業ということは誰もが認識していると思います。実際、私もしたことがあります。

また、蜂に刺されると抗体ができて、再度刺されたときにはアナフィラキシーショックが起きる可能性があります。十和田の皮膚科の先生に聞きますと、その抗体というのは人によってでき方がばらばらで、いつ刺された場合にショックが起きるかは分からないそうです。ましてや、新郷村は約半数の住民が65歳以上であり、危険度も上がり、ちょっとしたけがでも重大なものになる可能性もあります。

私がやっているまごころサポートでも、蜂の巣の駆除の依頼がある場合には、危険なので、作業に慣れ、機材を持つ専門の業者を使っており、また全国の自治体の対応状況を見ると、やはり住民の安全・安心の重視という観点から何らかの施策を講じており、ある程度条件はありますが、巣の撤去を専門業者に頼んだ場合には補助金が出ております。

例を言いますと、千葉県流山市、埼玉県上尾市、深谷市、茨城県結城市等、業者依頼し、かかった金額に対して1万円から3万円の補助を行っています。蜂の巣の駆除の料金は、巣の大きさや場所、業者によっても違いますが、スズメバチの巣撤去で、二、三万が相場ということです。

蜂の季節は来年の春以降のものですが、今から情報をまとめ、補助金等も含め、村として蜂の被害から村民を守るための政策を進めることが必要と考えますが、その点について村長の考

えを伺います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今、佐藤議員の言っていることは重々分かります。

建物の中であれば当然危険が及ぶんでしょうけれども、山にあるもの等々について、私たちが把握していないわけですよ。そういうふうなところまでの支援策となるとちょっと厳しいのかなというふうに考えておりますし、また、依頼があれば、それなりに対応しながら進めていかなければならないと思いますので、よく観察していただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（佐藤和友君） 山、畑、それは私も、刺される方はまずしようがないと言えればあれですけれども、防ぎようがなくて、早く治療のほうに向かって治していただくということは、それ以上のことはないと思います。

私が言っているのは、市街地、さっき条件はあると言いましたけれども、市街地ですね。例えばスクールゾーンの近くの道路際のおうちの屋根の下とか、あと周りの近所の人が歩く道路に面したところの軒下とかですね。実際今年1件、私ありましたので、実際これからあると思いますし、これからそういう、空き家もこれから増えると思いますが、あと独り暮らしもこれから増えると。自分の家の周り、本当は詳しく見ていけばいいんですけれども、知らないうちにできていたということはこれから多分増えるでしょう。

私が言っているのは、人が住んでいるところですね。畑とか山ではなくて、人が住んでいるところで危険がある場合は、もう対応策を村としてきちっと決めておいて、取る場合は頼んでいいよ、ここまで補助をするというふうにしておかないと、いや、高くて、そのまま冬まで放っておこうとか、あとは自分は刺されないから大丈夫だとかという考えの人もあるし、気がつかない人もいるかもしれません。ここはしっかりと注意喚起するんでしたら、だからどうするということをきちんと決めておいて、そういう注意喚起は必要、だから生きていくと思います。

さきに述べましたが、石破総理は全身全霊を挙げて日本の未来を守り抜いていくと表明しています。村も同じ考えてやっていかなければ、決して住みよい村にならず、地方創生の政策にも反してしまいますので、そこはしっかりと村政を進めていかなければならないと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今後、そういうふうなものについて検討していく機会を設けながら対応させていただきたいと思います。

○議長（横道一男君） 以上で、佐藤和友君の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（横道一男君） 何ですか。

（「あんべ号のほうは」の声あり）

○議長（横道一男君） あんべ号も今一緒にやればよかったんだよ、だから切らないで。

（「次からそうします」の声あり）

○議長（横道一男君） 次回からそういうふうにしてください。一旦もう切ってしまったから。

（「よろしいですか」の声あり）

○議長（横道一男君） よろしくもないんだけど、まあ、しょうがない、許す。

○1番（佐藤和友君） 議長のお許しが出ましたので、再質問させていただきます。

新郷村でいうと、まずは交通が不便で、車なしでは必要な買物、楽しい買物が困難であります。今後、高齢化が進み、シニア様の皆様においては免許を返納する方も増えていくと思います。車が使えなくなる不安というのは大きいものだと思います。不便になると、買物回数が減り、そして料理の幅や品数も減っていき、ついには料理をなるべくしなくなることは予想できます。

東洋経済オンラインで特集された記事の中では、料理をやめると認知症のリスクが高まる可能性があるという記事が出ていました。これは日経にも他の全国紙にも記事があります。

もっと調べてみると、買物、料理と認知症の予防に、買物は、必要なものを購入するだけでなく、人との出会い、自分の好みのものを探すという楽しみ、季節や旬のものが店頭並び、変化します。また、店内を歩くので運動にもなります。そして、生活に刺激を与え、要介護状態になるのを防ぐというものです。また、料理は、手先、味覚、嗅覚、頭を使います。メニューを考え、味覚を刺激、また作った相手を喜ばせる達成感があり、最高の脳トレであるそうです。そして、買物リハビリというものが注目され、実際に地元スーパーと連携して取り組んでいる自治体もあります。

住民の皆様には、元気で健やかに生活していただくためにも、買物と料理をぜひ続けていただきたいと思います。そのために自治体の支援は必要だと考えますが、その点について村長の考えを伺います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 確かに、先ほど答弁したとおり、利用者にとってはいい制度だというふうには考えてはおりますが、先ほど担当課長のほうも話しましたように、商店も村民です。ですから、その辺をどういうふうにすればいいのか。ただただ向こうに連れて行って、村内の商店に連れてくるだけの交通、じゃ、その商店のほうでそれだけ需要に供給できるのかという様々な問題がありますので、今後そういうふうなものも考えながら進めていかなければならないなというふうに感じております。

以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（横道一男君） もう駄目です。

これで、佐藤和友君の一般質問を終わります。

佐藤君、今回は、あなたは新人議員だということで分からなかった点もあると思いますが、許可しましたが、今後こういうことがないように気をつけてもらいたい。

（「了解しました」の声あり）

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

新郷村のふるさと納税の現状と今後について質問いたします。

生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、ふるさと納税制度は創設されました。東京都民の4人に1人が利用し、全国で約60万品もの返礼品があり、令和5年度は約1億1,000万円余りの市場規模になっております。収入や家族構成に応じて寄附金額が決まるため、年収が確定する12月が増える傾向にあります。

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方自治体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために大変有効な手段であります。

我が新郷村でもこの制度を導入し、村民の生活を豊かにするために様々な行政サービスに活用されているものと思います。

そこで、新郷村のふるさと納税について、以下のとおり質問いたします。

1、新郷村のふるさと納税制度を導入してから現在までの実績は。

2、ふるさと納税に係る返礼品は。

3、そのふるさと納税の使い道は。

4、今後、新郷村のふるさと納税を増やすための方法や、ふるさと納税を有効活用するための施策を考えているのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、稲葉議員のふるさと納税についてお答えいたします。

まず、私から、ふるさと納税の使い道についてお答えします。

ふるさと納税の使い道であります。主な事業は、役場庁舎及び山村開発センター外壁等改修工事や防犯灯電気料金補助、農家支援持続化給付金、そして間木ノ平グリーンパークトイレ改修工事等、産業振興や村づくり全般に活用しております。

次に、ふるさと納税を増やすための方法やふるさと納税を有効活用するための施策についてですが、ふるさと納税を増やすためには、寄附をした人が村に愛着を持ち、再度寄附をしてくださるような人気返礼品づくりが必要だと思っております。そして、一品よりは商品を組み合わせた返礼品とすることも一つの方法だと思うので、地域おこし協力隊から考案してもらうなど、時々返礼品の見直しをしていくことも大事だと考えております。そして、村ホームページへの記載や、納税サイトを構築し、スムーズに納税できる環境整備も必要だと思っております。

また、ふるさと納税の寄附額については、財政担当と検討、精査し、今後も村活性化のため、事業に活用していきたいと考えております。

その他の答弁については、担当課長より答えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 企画課長。

○企画商工観光課長（桜井真紀子君） 続いて、3番、稲葉議員のふるさと納税についてお答えします。

まず、ふるさと納税制度を導入してからの実績と返礼品についてですが、実績額は2億7,900万円となっております。

そして、返礼品としているのは、飲むヨーグルト、薫りたつ牛乳、生キャラ煎餅、ロールケーキ・生チーズケーキセット、ベーコン・ウインナーセット、銀の鴨肉を使用した各種商品、

黒ニンニク、ながいも焼酎、リンゴジュースとなっております。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（稲葉嘉浩君） 今お答えいただきましたけれども、実績が2億7,900万円というのは、ちょっと私もすごいなとは思っていますけれども、返礼品についてですが、全国の自治体の返礼品を見ると、現在、返礼品のほとんどがご当地グルメと言われる食料品になります。我が新郷村でも、先ほど答弁いただいたとおり、飲むヨーグルトや肉加工品、ながいも焼酎とか銀の鴨等の食料品となっております。

返礼品についてですが、まず再質問の1点目として、以前は返礼品の中に新郷の特産品、郷のきみが入っていたと思いますが、返礼品から外れたのはなぜでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、このふるさと納税制度の問題点として挙げられるのは、寄附者は返礼品目的となり、特産品がない自治体にはお金が入ってこない、納税額に自治体ごとに差があって、不公平感は否めないということです。

新郷村が財源として頼る地方交付税は減少傾向にあります。また、先ほど滝沢議員の一般質問にもあったように、103万円の壁問題でさらに住民税が約4,330万円減るというわけですから、地方自治体に対し国が認めたこの制度をもっともっと有効に利用するべきだと思います。

ふるさと納税を増やすための方法ですが、今、回答いただきましたけれども、先頃、近隣自治体では、ふるさと納税を倍増するという公約を掲げて当選した首長もいますが、ふるさと納税の寄附額を増やすという点からいえば、例えば、新郷村の出身者の個人や、村出身者の経営する企業等に対して、新郷村の現状と現在取り組んでいる施策や事業、これからこういうことをやりたいんだ、あるいはふるさと納税の使い道はこういうものだということを示して、納税をよろしく願いますというふうな受け身だけではなく、もっと積極的にアピールをしてもいいと思いますけれども、村長はどう思われますか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 郷のきみが返礼品から外れているというのは……ただ、郷のきみが去年は少なくなって、その辺で対応できないということもあったかと思いますが、それはちょっと私も外れたというのはちょっと承知していなかったんで、申し訳ありませんが。

ふるさと納税を増額させるための施策として、単品だけだとやっぱり弱いと思うんですよ。

この品物を合わせて、そして積極的にPRしていく、その方法が今後有効になるのかなというふうに思っております。

そして、他町村から実際どういうのが一番返礼品として受け入れられているのかという話を聞くと、やっぱり青森県だからリンゴというのが多いそうです。村内にもリンゴはありますけれども、それだけ十分に供給できるような量となるとまた違ってくると思いますが、できれば限定で、ここからこの時期であれば、こういうのを提供できますよというのはPRしていかなければならないと思いますし、また、先ほど稲葉議員の話のとおり、中央、また向こうのほうにいる、そういう人たちにもPRするのも一つの対策じゃないのかなと思って、今後、担当者と十分検討しながら進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（稲葉嘉浩君） 郷のきみの件に関してですが、郷のきみの会の方と話をしますと、以前は村のほうから郷のきみの注文が入っていますよというふうな感じで注文を受けてやっていたらしいんですが、数年前からそういう村からの依頼とか、そういうのが一切入ってこないというふうな話をしていました。その辺はちょっとどういう状況なのか、担当が変わったのかどうかも分かりませんが、やはり新郷の特産でありますし、それも考えていただきたいと思いますし、先ほど来、返礼品としては食料品について話してきましたけれども、目立った武器である返礼品がなくても、例えば返礼品の中に町長直筆のお礼状を添えたり、地元の子供たちが描いた絵はがきを入れたりしている自治体もあります。愛着を持ってもらうという村長の答弁がありましたけれども、その点からいうと、贈る側の真心が伝われば、リピーターとして毎年寄附してもらえる可能性もあるわけです。

また、新しい特産品の開発はもちろん必要ですが、新郷村でしか味わえない、一生の思い出になるような新郷村の自然や文化を生かした体験型返礼品の導入を考えてみてはいかがでしょうか。

近年、見守り型と言われる自分の生まれたふるさとに貢献できるふるさと納税が増えているそうです。総務省が定める地場産品基準の中に、当該地方団体の区域内において提供される役務、それに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性があるものであることとあります。例えば、福岡県遠賀町では、お墓の掃除代行といって、地元へ帰省できない人に代わってお墓の清掃をして、寄附者に清掃前後の写真を送るといったサービスや、山梨県都留市には、郵便局と提携して、郵便局員が離れて暮らす家族を訪問して、写真と

ともに様子を報告してくれるサービスを返礼品としている自治体もあります。

ふるさと納税制度は、単なる財源確保の手段だけではありません。地域資源を活用し、関係人口を増やすことによって地域の活性化を図るとともに、新郷村の魅力を全国に発信し、村長も言われました新郷村に興味を持ってもらうことができれば、人口減少が進行する中で、移住・定住につながるかもしれない、そんな重要な役割を果たす制度だと思えます。

村長にお聞きします。

これまでの返礼品は、ふるさと活性化公社や泉農場が主な業者ですが、新たな返礼品を確立するために、地域の他の業者や商工会、JA、郵便局といった団体と協力してアイデアを出し合って進めていくべきだと思いますが、どのように思われますか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 稲葉議員の指摘のとおり、村だけでなく、やっぱりそういうふうにして扱っている業者、例えば村には戸来商店等々もありますし、また、ほとんど公社が一手に引き受けて今やっていますけれども、その辺も例えば農協とか、今、食べ物だけでなく返礼品のものというのがあるらしいですよ。例えば温泉に入る券とかというのもあるらしいという話は聞いていますけれども、その辺はどういうふうにすればいいのか、これからまだまだ検討していかなければならないこの事業だと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時53分)

第 3 日 (12月6日)

令和6年第4回新郷村議会定例会

令和6年12月6日（金曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第70号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第72号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第73号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第74号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第75号 新郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第76号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第77号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案について
- 日程第10 議案第78号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第11 議案第79号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第12 議案第80号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第13 議案第81号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第2号）案について
- 日程第14 議案第82号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第2号）案について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（8名）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	4番	才神幸男君
5番	横道一男君	6番	村岡和俊君
7番	滝沢仁君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葎美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君
教育委員会 総務課長	高見憲一君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山 徹君	主 査	福山 拓史君
-----------------	----------	--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時00分)

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第70号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第72号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第73号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第74号 新郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第7、議案第75号 新郷村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第76号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第9、議案第77号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第78号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第79号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第12、議案第80号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第13、議案第81号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第82号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前10時15分)

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今月の2日から始まった本定例会にご提案いたしました全ての議案、原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、人事案件である固定資産評価審査委員は全会一致で同意され、誠にありがとうございました。

会期中、議員皆様からいただいたご意見やご要望等については、検討し精査しながら村政に反映されるよう職員共々努めてまいりたいと思っております。

自然災害の多かった年ではありましたが、新郷村にとって大きな事件、事故、そして、人命に係る災害に見舞われることなく平穏無事に終わろうとしております。

さらに、交通事故死亡ゼロ日が9月23日をもって9年達成し、県知事より11月感謝状を頂いております。これも村民皆様方の交通安全の意識の向上であり、関係者のたゆまぬ啓蒙活動の成果であると感謝するものであります。

今月12日から県下一斉年末特別警戒取締りが始まります。年末を控え、飲食会が多くなると思いますが、交通事故、交通違反等に十分配慮し、年末年始を過ごしていただき、記録更新に邁進していきたいと思っております。

今、国において物価高騰により低所得者生活支援を検討しております。村でも負担軽減の対応は行っておりますが、今後において国や地域経済の動向を見極めながら村政運営に尽力してまいりたいと思っております。

日増しに寒さも厳しくなり、年末年始は何かとご多忙の日々が続きます。そして、発熱外来を受診した人は、多くはないがコロナと診断され、まだまだ収束の域にはなっておりません。人の往来が多くなるこの時期、コロナ、インフル感染対策に心がけ、議員の皆様方には体調管理に徹し、村政発展のためご指導、ご鞭撻くださるようお願い申し上げますとともに、去る年

を顧み、迎える年が皆様にとってさらなる飛躍のよい年となりますことを心よりお祈り申し上げ、お礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和6年第4回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月4日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 稲葉 嘉浩

署 名 議 員 佐藤 和友